平成２３年（フ）第３７８号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目19番地12　イーストクレール105、前住所東京都練馬区大泉町２丁目24番５号伊藤敏方
破産者　高見　和城
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１１号
埼玉県富士見市大字水子1522番地６
破産者　橋本　博己
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５８１号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町１丁目43番10―606号　ライオンズマンション坂戸
破産者　芦田　一保
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９４号
埼玉県川越市大字下広谷40番地15
破産者　櫻井　紀夫
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５７５号
横浜市金沢区能見台東11番４―1102号
破産者　小林　　馨
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６８号
愛知県津島市上之町２丁目18番地
破産者　早坂　京子
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４１号
愛知県津島市中一色町弥六山115番地
破産者　西村　隆雄
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９７１号
名古屋市中川区法華西町５丁目36番地　グレースマキ401
破産者　三浦　雄一
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０４０号
名古屋市港区善南町７番地　Ｙｏｓｈｉ．Ｔ３―101号、開始決定時の住所名古屋市港区小碓３丁目250番地の１
破産者　根間　直喜
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８号
兵庫県明石市中朝霧丘７番23号、開始決定時の住所兵庫県明石市朝霧山手町１番６号
破産者　山地　和興
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９号
広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目21番１号
破産者　坂田　豊彦
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６号
広島市佐伯区美鈴が丘東１丁目６番13号
破産者　平本　幸夫
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６９号
広島市東区牛田東１丁目４番28―402号
破産者　太田　直彦
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
北海道帯広市東２条南21丁目16番地１　ＮＫマンション東館407号、破産手続開始時の住所北海道釧路市貝塚２丁目12番３号　シャルム貝塚108号
破産者　塩原　正伸
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の８　町営あかしや南団地１号棟406号室
破産者　立花　美紀（旧姓玉田）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
北海道帯広市東12条南５丁目15番地12　ハイツ兼山Ｂ号室
破産者　若松　信治
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
北海道常呂郡訓子府町字西富160番地４
破産者　細川　重一
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
北海道北見市とん田東町544番地35　まほろば参番館105号
破産者　小倉　貴幸
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地2875　フォーシーズン202、前住所青森県八戸市東白山台２丁目17番22号
破産者　福田　正行
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係